

**生駒市脱炭素・地域貢献推進事業  
募集要項**

**【太陽光発電設備・蓄電池設置事業】**

**令和 7 年 12 月**

**生駒市**

## 目 次

1 モデル事業者の募集.....	1
(1) 概要 .....	1
(2) 募集期間 .....	1
(3) 募集対象者 .....	1
(4) 応募要件 .....	1
(5) 応募書類 .....	1
(6) 応募方法 .....	1
(7) 質問・相談 .....	2
(8) モデル事業者の候補選定 .....	2
(9) モデル事業者の決定 .....	2
(10) 事業実施に係る条件 .....	2
(11) 応募の辞退 .....	2
2 事業の概要.....	3
(1) 事業の流れ .....	3
(2) 補助対象事業の要件 .....	3
(3) 補助対象設備 .....	4
(4) 補助対象者 .....	4
(5) 補助対象経費 .....	4
(6) 補助金額 .....	5
(7) 自家消費率 .....	5
(8) 余剰電力の活用 .....	5
(9) その他 .....	5
3 地域貢献活動.....	6
(1) 概要 .....	6
(2) 企業規模に応じた基準点 .....	6
(3) 地域貢献活動 .....	6
4 問合せ先・応募先.....	8
【別紙1】 .....	9
【別紙2】 .....	16

## 1 モデル事業者の募集

### (1) 概要

生駒市は、令和5年4月に国が進める「脱炭素先行地域」に選定され、2030年度における民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出実質ゼロ達成を目指し、地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（“自治体新電力×コミュニティの力”で新たな脱炭素住宅都市モデルの実現）（以下「事業計画」という。）に基づく取組を実施しています。

本事業では、補助金を活用して市内の民間施設に太陽光発電設備及び蓄電池（以下「発電設備等」という。）を導入するとともに、独自の地域貢献活動を行い、本市が目指す環境まちづくりに貢献するモデル事業者を募集します。

### (2) 募集期間

令和7年12月2日（火）から令和8年1月30日（金）17時まで

### (3) 募集対象者

生駒市内に所在する施設で民生（業務）部門に属する事業を行う者

### (4) 応募要件

- 令和8年度又は令和9年度に発電設備等を導入する事業を実施すること（「2 事業の概要」参照）
- 企業規模に応じた地域貢献活動を行うこと（「3 地域貢献活動」参照）
- 応募者と発電設備等を設置する建物の所有者が同一の者でない場合は、本事業に応募することについて所有者の同意を得ていること（所有者が複数存在する場合はすべての者の同意が必要）

### (5) 応募書類

本事業に申し込む場合は、次に示す書類を提出してください。

No	書類名称	様式
1	生駒市脱炭素・地域貢献推進事業（発電設備等）申込書	様式1
2	工事費の算出根拠がわかるもの（例：見積書、積算書等）	自由
3	補助対象設備の設置に関する同意書 ※応募者と建物所有者が同一でない場合	様式エ
4	地域貢献活動実施予定届出書	様式2

### (6) 応募方法

応募書類を「4 問合せ先・応募先」まで電子メールで提出してください。メール送信後、必ずメール到達確認の電話をお願いします。応募受付完了後、担当から受付完了通知のメールを送信します。

応募書類提出期限：令和8年1月30日（金） 17時00分

## (7) 質問・相談

本事業に関する質問や相談がある場合は、問合せフォームよりご連絡をお願いいたします。質問とその回答については、随時市ホームページに掲載します。

問合せフォーム <https://logoform.jp/f/9s0S9>



## (8) モデル事業者の候補選定

市が応募書類の審査を行い、要件を満たしていることを確認したときはモデル事業者の候補者として採択し、応募者に通知します。

## (9) モデル事業者の決定

モデル事業者の候補選定後、発電設備等を設置予定の施設を追加する事業計画の変更について、環境省と協議を行い、モデル事業者を決定します。発電設備等の費用対効果や予算、地域貢献の取組内容等の観点からモデル事業者に選定されない場合がありますのであらかじめご了承ください。

## (10) 事業実施に係る条件

本事業は、令和 8 年度予算の成立を条件として実施するものです。予算の成立状況により、本事業を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

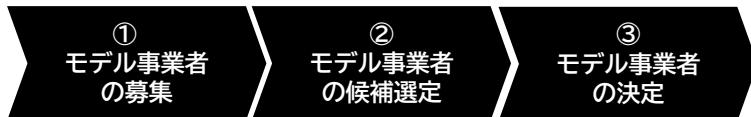
## (11) 応募の辞退

応募後に本事業への参画を辞退する場合は、「応募辞退届（様式 3）」を提出してください。

## 2 事業の概要

### (1) 事業の流れ

令和 7 年度



令和 8 年度



① モデル事業者募集 (令和 8 年 1 月 30 日まで)	本事業への参画を希望する事業者を募集します。
② モデル事業者の候補選定	市が応募内容を審査し、モデル事業者の候補となる事業者を選定します。
③ モデル事業者の決定	②で選定された発電設備等を設置予定の施設を追加する事業計画の変更について、環境省と協議し、モデル事業者を決定します。 ※発電設備等の費用対効果や予算、地域貢献の取組内容等の観点からモデル事業者に選定されない場合があります。
④ 交付申請・決定 (令和 8 年 4 月 ～令和 9 年 1 月 15 日)	補助対象者が市に補助金の交付申請を行います。市が申請内容を審査し、補助金の交付決定を行います。
⑤ 補助事業実施	補助金の交付決定後、補助対象者が発電設備等の設置工事を行います。
⑥ 実績報告 (令和 9 年 2 月 13 日まで)	補助事業完了後、補助対象者が補助事業の実績報告を行います。
⑦ 額の確定	市が審査を行い、補助金の額を確定します。
⑧ 請求・補助金交付 (令和 9 年 3 月 10 日まで)	補助金の支払請求を受け、市が補助金を交付します。
⑨ 地域貢献活動	モデル事業者は、企業の規模に応じた地域貢献活動を行います。取組状況については適宜確認しますので、ご協力をお願いします。

### (2) 補助対象事業の要件

次の要件をすべて満たす事業を補助対象事業とします。

- ・ 発電設備等を買切、PPA 又はリースにより民間施設に設置すること。
- ・ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ・ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ・ 補助対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、

交付対象外とする。

- 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 整備する設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り補助対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。
- 補助対象設備は、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用し続けること。
- 補助対象事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、3者以上の登録事業者から見積書を取得し、最も安価な事業者を選定しなければならない。ただし、登録事業者数が3者未満の場合は、この限りでない。

### (3) 補助対象設備

補助対象設備は以下のとおりです。太陽光発電設備のみ又は蓄電池のみ※の導入も可能です。

対象設備ごとの補助要件は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）」（別紙1参照）に記載のとおりです。

- 太陽光発電設備
- 蓄電池

※蓄電池のみを導入する場合は、当該民間施設に太陽光発電設備が既に設置されていることが条件となります。

### (4) 補助対象者

次の要件をすべて満たす者を補助対象者とします。

- 登録事業者からの買切により発電設備等を設置するモデル事業者又はモデル事業者が管理する施設にPPA若しくはリースにより発電設備等を設置する登録事業者
- 市税等を滞納していない者
- 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でない者
- 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者
- 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

### (5) 補助対象経費

補助対象経費は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別表第1」（別紙2参照）に記載のとおりです。

#### 【留意事項】

- 補助金の交付決定前に着手された工事は補助金の交付対象外となります。
- 補助対象設備の設置にあわせて行われる、建物屋根の防水・改修工事や既存設備の移設・撤去・処分費、既存建物の解体・撤去に伴う除去費、建物躯体の補強工事費等は補助対

象外となります。

- 消費税及び地方消費税、振込手数料、補助金の申請手続きにかかる費用は補助対象外となります。

## (6) 補助金額

補助金額は、補助対象経費の3分の2です。

ただし、次に定める補助対象経費から算出される額を上限額とします。

		太陽光発電設備	蓄電池
太陽光発電設備の 設備容量※	10kW 以上	273,000 円/kW	173,000 円/kWh
	10kW 未満	365,000 円/kW	235,000 円/kWh

※ 太陽電池モジュールの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方。

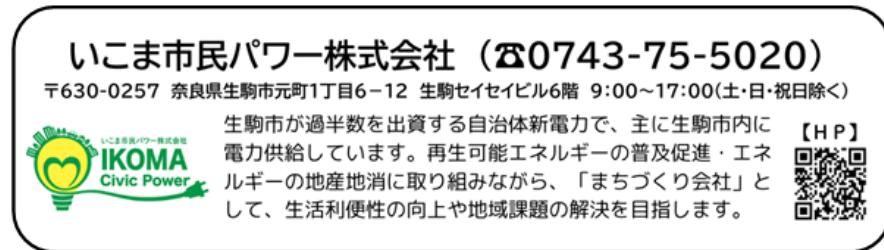
## (7) 自家消費率

本事業により設置する太陽光発電設備により発電される電力量のうち需要家が消費する電力量の比率（以下「自家消費率」という。）は、原則50%以上とします。自家消費率が30%以上50%未満となる場合は、モデル事業者募集の時点でその点を明らかにし、市と協議を行う必要があります。

## (8) 余剰電力の活用

次のいずれかに該当する場合は、本事業により設置する太陽光発電設備により発電される電力のうち需要家が消費しなかった電力（余剰電力）は、いこま市民パワー株式会社へ売電する必要があります。

- PPAにより発電設備等を設置する場合
- 買切又はリースにより発電設備等を設置する場合であって、自家消費率が50%未満となる場合



## (9) その他

本要項の記載は、国の「二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱」及び「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」等（以下「要綱等」という）に準拠して作成したものです。要綱等の変更により、内容が改正されることがありますのでご注意ください。

### 3 地域貢献活動

#### (1) 概要

本事業は、民間施設における再生可能エネルギー設備等の導入を促進するとともに、民間事業者の協力を得て、市が目指す環境まちづくりを推進することを目的としています。

そのため、モデル事業者は、企業規模に応じて設定した基準点以上の地域貢献活動を実施していただく必要があります。

#### (2) 企業規模に応じた基準点

企業規模の一覧と基準点は以下のとおりです。

##### ① 基準点

- ・ 大企業：「計 9 点以上」かつ「3 点の項目を 1 項目以上」
  - ・ 中小企業：「計 6 点以上」かつ「3 点又は 2 点の項目を 1 項目以上」
  - ・ 小規模企業者及びその他の法人：「計 3 点以上」
- ※ すでに企業内で実施している地域貢献や環境活動などの取組も、該当する場合は点数に加算することができます。
- ※ 「(3)地域貢献活動」に記載していないが、市が目指す環境まちづくりの推進に寄与する取組を実施している場合は、事前に市へ相談してください。

##### ② 企業規模の一覧

	大企業		中小企業		小規模 企業者	
	以下の両方を満たしている		以下のいずれかを満たしている			
	資本金	従業員数	資本金	従業員数		
卸売業	1 億円超	100 人超	1 億円以下	100 人以下	5 人以下	
サービス業	5,000 万円超	100 人超	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下	
小売業	5,000 万円超	50 人超	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下	
その他業種	3 億円超	300 人超	3 億円以下	300 人以下	20 人以下	

※ 本事業は、民生（業務）部門に属する事業者が対象となるため、その他業種のうち、製造業や建設業、運輸業は対象外となります。

(中小企業基本法第 2 条の規定による)

#### (3) 地域貢献活動

地域貢献活動の取組状況については、適宜確認しますので、ご協力をお願いします。

##### ① 地域コミュニティの活性化

自治会等が行う「まちのえき」 <sup>※1</sup> 等の地域活動の活性化支援（移動販売など）	3 点
店舗等をコミュニティスペースや憩いの場として開放	3 点
地域イベントの開催	3 点

子ども食堂/地域食堂の開催	3点
子ども食堂/地域食堂への食材の提供	2点
地域の見守り活動の実施 (高齢者等見守り協力事業者に登録など)	2点
まちのコイン「くるり」に加盟	2点
SDGs アクションネットワークへの参加	1点
地域イベントへの参加・協力	1点
地域の清掃活動の実施	1点
その他※2	1~3点

※1 「まちのえき」：歩いて行ける自治会館等の施設を活用し、世代を超えて集い、暮らしを支える場として、地域住民が主体的に運営するコミュニティ。

## ② 地域の防災力の強化

災害時における物資（生活家電・衣料品等）供給に関する協定の締結	3点
災害時における食事提供に関する協定の締結	3点
災害時におけるその他のサービス提供に関する協定の締結	3点
災害時における支援物資の輸送サポートに関する協定の締結	3点
災害時における避難スペース・物資の仮置き場の提供に関する協定の締結	3点
住民向け防災啓発イベントの開催	2点
地域の防災訓練への参加	2点
災害時における水・トイレ利用の開放に関する協定の締結	1点
災害時のスマホ等の充電スポットの提供に関する協定の締結	1点
その他※2	1~3点

## ③ 環境・脱炭素の取組

いこま市民パワー株式会社からの電力の調達	3点
企業向け省エネ診断・省エネ改修の実施	3点
EV 充電スポットの整備	3点
宅配便ロッカーの設置	3点
環境に配慮した商品・サービスの開発・販売	3点
食品ロス削減の取組の実施 (フードドライブの実施、フードシェアリングサービスの導入)	2点
学校や地域への環境学習・体験授業の提供 (SDGs アクションネットワークの SDGs デリバリーに登録など)	2点
店舗等をクールスポットとして開放	2点
地産地消の販売	1点
環境マネジメントシステムの運用	1点
環境にやさしい働き方の導入 (テレワーク、クール or ウォームビズなど)	1点
その他※2	1~3点

※2 その他：例示以外の取組であっても加点対象になる場合がありますので、事前に市へ相談してください。

#### 4 問合せ先・応募先

生駒市地域活力創生部脱炭素まちづくり推進課

Tel : 0743-74-1111 (内線 2860)

E-mail : zerocarbon@city.ikoma.lg.jp

## 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

### 別紙1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

#### 交付対象事業となる事業(脱炭素先行地域づくり事業) 一部抜粋

##### 1. 事業の要件

- ア 脱炭素先行地域に選定された地域において実施することであること。
- イ 脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。
- ウ エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- エ 各種法令等に遵守した設備であること。
- オ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- カ 事業全体（同一の脱炭素先行地域において民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和7年10月14日 環地域事発2510142号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）を実施する場合は、当該事業を含む。）の費用効率性（交付対象事業費を法定耐用年数の累計CO<sub>2</sub>削減量で除した値）が25万円/t-CO<sub>2</sub>を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- キ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ク 2. アを実施すること。ただし、脱炭素先行地域づくり事業によらず脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）整備を行う場合はこの限りでない。なお、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA（エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。以下同じ。）・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合はこの限りではない。
- ケ 改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定又は改定していること（一部事務組合及び広域連合の場合は、事務事業編及び全ての構成地方公共団体において区域施策編を策定又は改定していること。）。ただし、令和7年度中に策定又は改定する場合については、この限りでない。
- コ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- サ 脱炭素先行地域づくり事業の交付対象設備について、当該施設における当該設備と同一の

設備種別は、重点対策加速化事業、民間裨益型自営線マイクログリッド等事業の交付対象外とする。

※事業を中止又は廃止し、脱炭素先行地域の目的を達成しない場合には、過年度に交付済みの交付金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

## 2. 交付対象事業の内容

### ア 再エネ設備整備

#### (ア) 太陽光発電設備

事業実施主体	地方公共団体（PPA・リース等を含む。以下同じ。） 民間事業者・個人（ともに地方公共団体からの間接交付に限る。以下同じ。）
交付率等	2／3以内 (ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象事業費は上限3億円/件)
交付要件	a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしていると見なすものとする。 b 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。 c 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。特に、次の(a)～(l)をすべて遵守していることを確認すること。 (a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 (b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 (c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 (d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。

- (e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識(交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの)を掲示すること。
- (f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
- (k) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (l) 10kW 以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- e PPA の場合、PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
- f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、

	<p>法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 次の（a）～（c）のいずれかを満たすこと。</p> <p>（a）当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を脱炭素先行地域内で消費することとし、当該需要家が消費しない再エネ電力については、（c）に準じること。</p> <p>（b）需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p> <p>（c）本事業により脱炭素先行地域に導入した再エネ発電設備で発電した電気を、系統を用いて脱炭素先行地域内に供給する場合については、供給先を提案者又は共同提案者である地方公共団体内の脱炭素先行地域内の需要家（当該再エネ発電設備と同一都道府県内の需要家に限る。（※1））に限定し、原則脱炭素先行地域内で消費すること（（a）及び（b）の場合を除く。）。ただし、発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力（※2）が生じ、脱炭素先行地域内で消費できずに域外に売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新や脱炭素先行地域の実現のための費用に充てること。</p> <p>※1 ただし、脱炭素先行地域に選定された際に、地域間連携の取組として評価された場合はその限りではない。</p> <p>※2 発電量の30%以内とする。</p> <p>h ソーラーカーポートを導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（ソーラーカーポート等事業））」を参考にすること。</p> <p>i 建材一体型太陽光発電設備を導入する場合、交付対象となる設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（建材一体型事業））」を参考にすること。</p>
--	---

#### イ 基盤インフラ設備

##### （エ）蓄電池

事業実施主体	地方公共団体 民間事業者・個人
交付率等	2／3以内 ただし、設備導入場所が過疎地域で、かつ、以下に該当する地方公共団体は、3／4以内 ・都道府県が実施する場合：財政力指数が0.40未満

	<p>・市区町村が実施する場合：財政力指数が 0.51 未満</p>
交付要件	<p>【共通】</p> <p>a 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>b 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>c PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる。）。サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>d リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>【業務用蓄電池（20kwh 以上）：e を満たすこと】</p> <p>e 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。</p> <p>【家庭用蓄電池（20kwh 未満）：f～k の全てを満たすこと】</p> <p>f 蓄電池パッケージ</p> <p>蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、JIS C 4413 で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。</p> <p>g 性能表示基準</p> <p>初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。</p> <p>(a) 初期実効容量</p> <p>製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413 を参照すること）</p>

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

h 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。

i 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

j 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

k 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い

方) が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

【再エネ一体型屋外照明用蓄電池：1 を満たすこと】

1 JIS C 0920-1993 における保護等級 IP44 相当以上の規格を満足すること。

【別紙2】

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領

別表第1 (交付対象事業費：設備整備事業)

区分	費用	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。））
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用

		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であつて、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。 PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。

事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表第4による。
-----	-----	--	---

別表第2(交付対象事業費：車両導入事業)

区分	費用	細分	内容
車両費 (充放電設備費を含む)	購入費		電動車等の導入、ゼロカーボンドライブの実施に必要な費用